

問

緊縮予算は、新町建設計画に支障ないか



板谷議員

し、平成17年度決算に
おける実質単年度収支は、
3億円以上の財源不足と
なっている。財政の健全
化に向けた行政改革は、
度から23年度の5年間で
約88億円、年平均で約
18億円となり、最も近
か。



を持つている。まず財政
規模を身の丈に合わせる
ことが肝心ということで
19年度、20年度はやら
せていただきたいと思っ
ています。

質問 平成19年度、20
年度で、財政を立て直し
身の丈に合ったものにす
るとのことだが、それ
までは、住民の要望には
こたえられない部分があ
るとのことか。

町長 住民に直接に影響
のあることはできないか
ら、どうしても必要なも
のに絞り込むという予算
編成をさせてもらった。

質問 平成19年度予算
は、前年度に比較して
8億6千万円縮小したも
のになっている。主には
投資的経費の8億円の
減(約16億円が8億円)
であるが、このような急
激な減少は合併時に示し
た新町建設計画の実現に
支障を生じないか。また、
財政の健全化は、人件費
などの経常経費の削減に
より、長期的な計画の中
で行うべきと思うが、町
長の考えを伺う。

町長 旧町時代を含め、
当町の財政運営は平成13
年度決算から赤字が継続
要不可欠である。

的経費の減額については、
平成18年度にあった山振
事業の減、消防のデジタ
ル移動通信事業の後年度
への繰り延べ等の減、今
年の補正予算に計上する
予定の総合支所建設費を
考慮すると、昨年度と実
質的な差は少ないと考え
る。

次に、財政の健全化は
人件費などの経常経費の
削減により長期的な計画
の中でということである
が、平成17年度決算で経
常収支比率は96.2%とな
っており、行政改革は必
要不可欠である。

答

新町建設計画の理念、町総合計画に受け継ぐ

質問 投資的経費の部分
では、いかに国や県から
補助金を引き出してきて、
またいかに有利な町債を
起こして事業規模を維持
するのかに行政の手腕が
発揮されるべくではない
か。

町長 新町建設計画の
実現の可能性については、
少なくとも新町建設計画
のいろいろな理念という
のは、町総合計画に受け
継いでいる。新町建設
計画で挙げた5つのプロ
ジェクトも、実現に進ん
でいると考えている。
つぎに、財政運営のや
り方であるが、これから
合っていないという認識

は国・県からの補助金の
ばらまきということとはな
いわけで、しっかりとし
た具体的な計画を持つ
必要がある。そうした地
域には、厳しい国家予算
の中でもさまざまな支援
がいつてくると思う。そ
ういう意味では、今の財
政規模が我々の身の丈に
合っていないという認識



久野議員

問

1. 水利権更新に対する取組みと基本的考えは 2. 環境基本条例の制定をどのように考えるか

質問 平成19年7月9日 当然河川環境の改善と整に到来する、井川発電所・奥泉発電所の水利権更新・許可期限は10年を要求しに対する町の取組みと、大井川の水に対する基本的な考えを伺います。

町長 現在の大井川の現状に鑑み、今回は、下流の利水者のことも考慮しつつ、大井川の水は、本来の川原へ流していききたい地元の熱い思いと、流域改善に対する流域全体の総意を利水者である中部電力に対して十分伝えていけるよう粘り強く交渉の場を持っていききたいと考えています。

要望の要点は、二発電所の利水における減水区間のみならず大井川全体の流域環境改善を要望していきたい。又、ダム放流水の濁度等についても、水量、水質と同様に扱い両方の改善を要望し、数値等も現在「大井川流量調整協議会」とは、一委員の私見として、結果を「リング部会で実施している検証結果も参考にして基本的にその各地点での合意事項を要求していき、また、運動の体制は、

行政として整備計画の成立を待つて、全体的な環境改善を図っていききたいが現時点では、更新の度としたい、それには、エネルギーとして、これからの地域のあり方を左右する事であり、住民の思いを結集した形で方向づけるものとして、住民や再生する会等の団体の発



奥泉ダム

意と後押しをうけながら進めていきたい。

質問 環境に対する基本的な考えとして、環境基本条例の制定をどのように考えているのか。

町長 川根本町のすぐれた自然環境や生活環境を維持、保全、創設していく為に、環境・景観保全

に配慮した施策展開を行っていく事は非常に重要かつ有益なものと考えており、環境への負荷の少ない社会構築と自然との共生、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を地域の条件に配慮し図ることを基本に考える必要があると思います。制定を目標に考え平成19年度においては、環境・景観保全等に関して総合的に研究する方向で取り組み、来年度以降から実施される第一次総合計画基本構想の中でも示されているので全庁的に考えています。内容については、こうした条例は環境基本条例、景観条例、大きな意味で町の総合計画を実現する為の町づくり条例の3本が総合的に考えて必要かと思えます。又、今本庁舎他の環境負荷の軽減のため効果的・効率的に行なうシステムを構築・運用・目標行動・評価などをエコアクション21の認証・登録を行なって

います。又現在制定されている一般廃棄物の条例等、これらとの関連性も検討を考えています。こうした条例があれば効果が出るというものではなく、編成過程においても住民の参加、提案を入れながら、ある意味では時間をかけて、町民と意識を共有できるような条例にしたいと考えています。

答

1. 流域環境改善の思いを粘り強く要望 2. 環境・景観保全に重要な施策